

奨 学 金 貸 与 規 程



一 般 財 団 法 人 出 原 育 英 会

〒 7 2 9 - 3 1 0 1

広島県福山市新市町大字戸手 9 9 番地 1

TEL (0847) 52-5933

FAX (0847) 51-2223

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は一般財団法人出原育英会（以下「本会」という）が行なう奨学事業に関し必要な事項を定める。

(奨学生の資格)

第2条 本会の奨学生となるものは、広島県内に住居を有する者で、高等学校、専門学校、大学もしくは大学院に在学し、または学術技芸の研究、修得（以下「研究活動」という）に従事し、学業優秀、品行方正でありながら、経済的理由によって修学が困難な者に対して、学費等の援助を必要とするものでなければならない。

2 本会以外の育英奨学金を受けていない者。

(奨学生の種類)

第3条 奨学生の種類は次に掲げるものとする。

- 一 高等学校奨学生
- 二 専門学校奨学生
- 三 大学奨学生
- 四 大学院奨学生
- 五 研究奨学生

(奨学金の額および貸与期間)

第4条 前条第1号から第4号までの奨学生に対しては、奨学生の種類に応じ、それぞれの正規の最短修業期間中、奨学金として、次の額を貸与する。

- | | |
|-----------|-----------------|
| 一 高等学校奨学生 | 月額 1万・2万・3万円を選択 |
| 二 専門学校奨学生 | 月額 3万・4万・5万円を選択 |
| 三 大学奨学生 | 月額 3万・4万・5万円を選択 |
| 四 大学院奨学生 | 月額 3万・4万・5万円を選択 |

2 前条第5号の奨学生に対して貸与する奨学金の額および期間は当該奨学生の研究活動に必要な費用と期間を基準とし、そのつど理事長が奨学生選考委員会の意見をきいて決定する。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

第5条 奨学生志望者は、連帯保証人と連署した本会あての奨学資金貸与願書に、出身学校長又は在学学校長の推薦書、学業成績証明書、健康診断書、住民票記載事項証明書、市町村長の所得証明書、その他本会が必要とする書類を添えて本会に提出するものとする。

2 連帯保証人は、本人が未成年者の場合はその親権者または後見人、成年者の場合は父母兄弟またはこれに代る者でなければならない。

(奨学生の採用)

第6条 奨学資金を受ける者の選考は、理事より2名、評議員より1名、理事会で選出し、理事長が委嘱した奨学生選考委員による奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果は、奨学生が在学する学校長を経て本人に通知する。ただし、研究奨学生に対する通知は、直接本人あてに行う。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは2ヶ月分以上を合せ

または一括して交付することができる。

2 奨学金の交付は、直接本人に送金して行なう。

(奨学金受領書の提出)

第8条 奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど、ただちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績の報告)

第9条 第3条第1号から第4号までの奨学生は、毎年度末学業成績表を理事長あて提出しなければならない。

2 第3条第5号の奨学生は、研究活動の途中において、理事長の要請に応じ随時少なくとも毎年1回以上理事長あて状況を報告し、また、これを終了したとき、成果の報告書を提出しなければならない。

(異動届け出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、連帯保証人と連署のうえ、ただちに届け出なければならない。

一 休学、復学、転学もしくは退学したとき、または研究活動を中止したとき

二 停学その他の処分を受けたとき

三 連帯保証人を変更したとき

四 本人または連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

2 奨学生であった者が、奨学金の返還完了前に前項第3号または第4号に該当するときは、前項に準じて届け出なければならない。

(奨学金の休止および停止)

第11条 奨学生が休学し、もしくは長期にわたって欠席し、または研究活動を休止したときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業または操行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第12条 前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んだときは、奨学金の交付を復活することができる。この場合、復活の願い出は、第3条第1号から第4号までの奨学生にあっては在学学校長を経て、同条第5号の奨学生にあっては直接本会に対し行うものとする。

(奨学金の廃止)

第13条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の交付を廃止する。この場合、奨学生が第3条第1号から第4号までの者であるときは、在学学校長の意見を徴しなければならない。

一 傷い、疾病などのために成業の見込みがなくなったとき

二 学業成績または操行が不良となったとき

三 奨学金を必要としない理由が生じたとき

四 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

五 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき

六 その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。この場合の申し出は、奨学金辞退願いを本会に提出し、所定の手続きを取ってこれを行うものとする。

(奨学金借用証書の提出)

第15条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、貸与を受けた奨学金の全額について、奨学金借用証書を作成し、連帯保証人と連署のうえただちに提出しなければならない。

- 一 卒業し、または奨学金貸与期間が満了したとき
- 二 第13条の規定により奨学金の交付を廃止されたとき
- 三 退学し、または研究活動を中止したとき
- 四 奨学金を辞退したとき

(奨学金の利息)

第16条 奨学金の貸与は無利息とする。

第3章 奨学金の返還および返還猶予

(奨学金の返還)

第17条 奨学生が第15条各号の一に該当するときは、貸与の終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後、10年以内に貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。

2 前項の奨学金の返還は、年賦、月賦またはその他の割賦の方法によらなければならない。ただし、奨学生であった者の都合により、いつでも繰上げ返還することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、貸与した奨学金の全部または一部につき、繰上げ償還させることができる。

- 一 奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
- 二 いつわりの申請その他の不正の手段によって貸与を受けたとき
- 三 返還の支払いを怠ったとき

第18条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、申請によって奨学金の返還を猶予するものとする。

一 災害により損害をこうむったため返還が困難となったとき

二 傷病により返還が困難となったとき

三 専門学校、大学、大学院またはこれと同程度の学校に転学するか、もしくは進学するとき

四 その他やむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき

2 返還猶予の期間は、前項第3号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、さらに事由が継続するときには、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、第4号に該当するときは、通じて5年を限度とする。

(返還猶予の願い出)

第19条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じてそれぞれ証明することができる書類を添付し連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第20条 奨学金の返還猶予の願い出があったときは、理事長において、審査決定し、その結果を本人に通知する。

(奨学生であった者の届け出)

- 第 21 条 奨学生が第 15 条各号の一に該当するときは、6 ヶ月以内にその住所および職業を届け出なければならない。
- 2 奨学生であった者が、専門学校、大学、大学院又はこれらと同程度の学校に入学したときは、在学証明書をただちに提出しなければならない。
 - 3 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業、その他重要な事項に変更があったときは、ただちに届け出なければならない。
 - 4 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したときまたはそれらの氏名、住所、その他重要な事項に変更があったときは、ただちに届け出なければならない。

(死亡の届け出)

- 第 22 条 奨学生が死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えて在学中の学校長を経てただちに死亡届を提出しなければならない。
- 2 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えてただちに死亡届を提出しなければならない。

第 4 章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

- 第 23 条 次の各号に該当する場合は、奨学金の一部または全部の返還を免除することができる。
- 一 奨学生または奨学生であった者が死亡し、または不具廃疾のため精神もしくは身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失し、その奨学金の返還未済額の全部または一部について返還不能となったとき
 - 二 大学・大学院奨学生または特別奨学金を貸与された者が府中市、新市町に帰郷して職業に就いたとき
 - 三 研究奨学生に対して貸与したとき

(返還免除の願い出)

- 第 24 条 奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人または相続人は、連帯保証人と連署のうえ、次の各号の区分に従いそれぞれの必要書類を添付し奨学金返還免除願を提出しなければならない。
- 一 前号第 1 項の規定による返還免除を受ける場合
 - ア 死亡によるときは死亡診断書、不具廃疾によるときはその事実および程度を証する医師の診断書
 - イ 返還不能の事実を証する書類
 - 二 前条第 2 号の規定による返還免除を受ける場合
 - ア 本人の在籍を証する事業主の証明書
 - イ 前年度の所得額を明らかにした書類
 - 三 前条第 3 号の規定による返還免除を受ける場合

(返還免除願い出の期限)

- 第 25 条 奨学金返還免除願は、第 1 回目の返還を行なうべき日から起算して 1 年以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと認められるときは、更に 1 年以内その期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

- 第 26 条 奨学金返還免除の願い出があったときは、理事長において審査決定し、その結果を本

人、相続人、または連帯保証人に通知する。

第5章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第27条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行なうものとする。

第6章 補 則

(実施細目)

第28条 この規定規程の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

一般財団法人出原育英会奨学金貸与規程細則

第1条 この細則は一般財団法人出原育英会奨学金貸与規程（以下奨学金規程という）第28条の規定によりこれを定める。

第2条 奨学金規程第2条に規定する広島県内に住居を有するとは、大学又は高等学校及び専門学校に進学する直前の学校に在学中、広島県内に住居を有していた者とする。

第3条 奨学金規程第3条の5の研究奨学生の対象者として国内に定住をきめた難民者を含む。

第4条 奨学金規程第7条の2の送金方法は本人の指定した銀行預金口座に振込み送金とする。

第5条 奨学金規程第23条の2は府中市、新市町の地元産業の職業又は教職に就き、3年以上勤務した奨学生については半額免除する。なお、その期間については返還を猶予する。

第6条 奨学金規程第23条の3においての返還免除額は理事長において審査決定する。

第7条 本会の事業遂行上必要な書類の様式を次の通りに定める。

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1. 奨学金規程第5条に規定する | 奨学資金貸与願書は第1号様式による |
| 2. 奨学金規程第5条に規定する | 出身学校長又は在学学校長の推薦書に第2号様式にする |
| 3. 奨学金規程第6条に規定する | 奨学資金貸与決定通知書は第3号様式による |
| 4. 前号の通知に対し提出する | 誓約書は第4号様式による |
| 5. 奨学金規程第8条に規定する | 奨学資金受領書は第5号様式による |
| 6. 奨学金規程第10条に規定する | 異動の届出は第6号様式による |
| 7. 奨学金規程第11条に規定する | 奨学資金貸与停止願は第7号様式による |
| 8. 奨学金規程第15条に規定する | 奨学金借用証書は第8号様式による |
| 9. 奨学金規程第19条に規定する | 奨学資金返還猶予願は第9号様式による |
| 10. 奨学金規程第20条に規定する | 奨学資金返還猶予決定通知書は第10号様式による |
| 11. 奨学金規程第24条に規定する | 奨学資金返還免除願は第9号様式による |
| 12. 奨学金規程第26条に規定する | 奨学資金返還免除決定通知書は第10号様式による |